明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令及び国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房一）　二
〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府一三）　一〇
〔府令・省令〕
○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　一三
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働三）　一五
○農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産三）　一七
〔省　令〕
○地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（総務二八）　一九
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働四）　一九三
○教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（文部科学一三）　二一
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働六〇）　二三三
○厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則を廃止する省令（同六一）　二六三
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　二六四
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一三）　二七一
○国土交通省聴聞手続規則の一部を改正する省令（国土交通一一）　二七一
〔告　示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第三項第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医療機器及び医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第六条第一項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する告示（厚生労働一〇四）　二七一
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件（同一〇五）　二七三
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（同一〇六）　二七五
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（同一〇七）　二七七